

# 中国における「商標権侵害判断基準 に関する理解と適用」の解説（前編）



北京慧龍律師事務所  
北京銀龍知識産権代理有限公司

中国弁護士 傅 文浩

北京銀龍知識産権代理有限公司は1998年に専利局の認可を受けて設立された代理機構である。傅氏は、中国で高校を卒業後、2003年来日し、日本の大学の法学部に入学した。その当時、中国における模倣品の問題がクローズアップされていたことから知財に興味を持ち、大学3年次から知財に関する授業やゼミを受け、更に知財について学ぶために大学院に進学した。大学・大学院では、日本の知的財産法を中心に学んだ。2011年に中国に帰国し、北京銀龍に入社した。主に日本クライアントからの中国商標関連業務を担当している。

## 【概要】

中華人民共和国国家知識産権局は、2020年6月15日に「商標権侵害判断基準（以下、「基準」という。）」を公布し同日から施行した。その後、基準についてのより正確な理解の促進のために、2022年8月12日に「『商標権侵害判断基準』に関する理解と適用（以下、「基準の適用」という。）」を公布した。基準は、商標としての使用、同一または類似商品または役務の判断、同一または類似商標の判断、需要者の混同、販売者の法的責任の免除、商標権者の抗弁などの内容について細かく規定している。また、基準の適用は、基準の各条について、具体的な事例をあげて説明している。本稿の前編では、基準の適用で紹介されている事例を参照しつつ、「商標の使用に関する基準の運用」、「同一または類似の商品または役務の判断基準に関する運用」について解説する。

なお、基準の各条については、以下の関連記事を参照されたい。

「中国における商標権侵害判断基準の解説」

<https://www.globalipdb.inpit.go.jp/jpowp/wp-content/uploads/2021/12/902c51e5fc7a09b458a42bc9613f04ed.pdf>

## 【詳細及び留意点】

### 1. 商標の使用に関する基準の運用

基準第 3 条では、「商標の使用（以下、「商標的使用」という。）」について、以下のように規定している。

「商標権侵害を構成するかどうかを判断するには、通常、権利侵害の疑いのある行為が商標法上の商標的使用を構成するかどうかを判断する必要がある。

商標的使用とは、商標が商品、商品包装、容器、役務の場所および取引書類に用いられ、あるいは、商標が広告宣伝、展示、およびその他の商業的活動において用いられ、商品または役務の出所を識別するのに用いられる行為を指す。」

商標的使用は、商標制度において非常に重要な役割を果たし、商標権の権利化、権利主張、救済などの面において重要な意義を持っている。中華人民共和国商標法（以下、「商標法」という。）は、商標の基本的な機能から出発して、商標的使用が、商品または役務の出所を識別するための行為であることを明確にし、さらに商標的使用が、商標の生産経営活動における本質であることを強調している。商標は、商標的使用によって、出所表示機能を発揮する。したがって、商標的使用は、商標の機能を実現する前提であり、商標権が維持される必要条件でもある。

また、基準第 3 条第 1 項では、「通常」という表現を使っている。なぜならば、商標法は、商標権侵害行為を源から制止し防止するために、第 57 条第 4 項において、「他人の登録商標の標識を偽造、無断で製造し、または、偽造、無断で製造した登録商標の標識を販売する」行為を商標権侵害行為としており、商標が商品または役務に使用される前段階の行為を侵害と規定している。すなわち、商標が、商品または役務に付されておらず、したがって、商品または役務の出所を表示する役割を果たしておらず、商標的使用に関する判断に至らないにもかかわらず、商標権侵害行為としており、商標法第 57 条第 4 項は例外と考えられる。したがって、これを例外と位置づけ、基準は「通常」という表現が用いられたと考えられる。

【事例 1：「虾香稻米」商標の行政摘発事件】（「基準の適用」案例 1）


## a. 事実概要

2015年5月7日、湖北エビ郷食品有限公司（以下、「エビ郷公司」という。）は米、穀類製品などの商品に第14776174号「虾香稻」商標を登録し、商標専用権の期限は2025年7月6日までである。

同じ地域にある湖北洪森実業（集団）有限公司（以下、「洪森公司」という。）は、生産された米の包装に「虾香稻米/xiixiangdaomi」の表示を使用したため、エビ郷公司は商標権侵害を主張した。

元湖北省沙洋県商工局は、国家知識産権局に判断を求めた。2019年11月15日、国家知識産権局は、「湖北洪森実業（集団）有限公司が『虾香稻』の商標専用権を侵害しているか否かについての回答」（国知発保函字〔2019〕227号）を発行した。当該回答では、以下のように述べている。

商標法第48条が規定する「商標の使用」とは、いわゆる商標的使用であり、商品または役務の出所を識別するための使用を指す。商標法第59条第1項では、登録商標に指定商品の普通名称、図形、型番を包含し、商品の品質、主原料、機能、用途、重量、数量およびその他の特徴を直接表示し、または、地名を包含する場合、商標専用権者は他人の正当な使用を禁止する権利はないと規定している。

所有者/ 使用者	湖北エビ郷食品有限公司 (エビ郷公司)	湖北洪森実業（集団）有限公司 (洪森公司：被告)
商標の性質	登録商標（第14776174号）	未登録
商標	<b>虾香稻</b>	
商標内容の 解釈	虾：エビ。香：香り。稻：稻。	虾：エビ。香：香り。稻：稻。米：米。 Xiixiangdaomi：「虾香稻米」のピンイン
指定商品/ 使用商品	米；食用穀付穀物など	米



<p>使用態様</p>		 <p>上記商標の欄の表記が記載</p>
-------------	--	--

b.争点

「虾香福米」の表示が商標的使用に該当するか否か。

c.当局の判断

まず、洪森公司是米商品に標章 1 および 2 を使用し、商品の出所を区別する商標的使用である。

	
<p>標章 1</p>	<p>標章 2</p>

次に、湖北省潜江地区では水田でエビを飼い、エビと稲を共生させる栽培方式が普及し、すでに大規模化された栽培場が形成されている。この栽培方式で生産された米は、「虾香稻米」（エビ香る稲作米）と呼ばれている。よって、洪森会社が米の包装に「虾香稻米」と記載する行為は商品を説明し、商品の栽培方法を事実として記載していると判断できる。

洪森会社が「虾香稻米」を使用するのは、米の栽培方法、味などの特徴を記述するものであるため、需要者は商品が「虾香稻」商標権者のエビ郷会社に由来すると誤解することはないと判断でき、よって、当該行為は正当な使用に属し、商標的使用に該当しない。

したがって、商標権侵害ではないと判断した。

なお、2020年10月9日、エビ郷公司与洪森会社の商標権侵害の民事事件では、広東省仏山市中級人民法院は（2020）粵06民終6643号判決で、洪森会社が米の包装に表示した「虾香稻米」は商標的使用ではなく、「虾香稻」の商標専用権を侵害しないと判断した。法院の当該判断は、行政当局の判断結果と一致している。

## 2. 同一または類似の商品または役務の判断基準に関する運用

基準第9条は、同一商品または役務、ならびに商品または役務の名称について規定している。

商標法第67条第1項は、商標権者の許諾を得ずに、同一の商品に登録商標と同一の商標を使用する行為が犯罪に該当する場合、被侵害者の損失を賠償する以外に、法に基づいて刑事責任を追究できると規定している。中華人民共和国刑法第213条は、登録商標の所有者の許可を得ずに、同一の商品、役務において登録商標と同一の商標を使用し、情状が深刻な場合、3年以下の懲役に処し、罰金を科すことができる。特に情状が深刻な場合は、3年以上10年以下の懲役に処し、罰金を科すことができる。

商標法執行部門（行政機関）は、商標権侵害事件を取り扱う際、違法行為が法律および関連司法解釈に規定された刑事訴追基準に達した場合、法に基づいて司法機関に事件を移送しなければならない。本条は、関連司法解釈の規定を参考にし、行政機関と司法機関の認定基準の統一性を確保することを目的としている。

実務上では、同一の商品または役務は 2 種類存在する。1 つは、商品または役務の名称が同一の場合である。もう 1 つは、商品または役務の名称が異なるが、略称、別称、上位概念、下位概念等が同一の場合である。後者の場合、需要者の通常の認知レベルを基準として判断すべきであるとされている。ここでいう「需要者」は、消費者と同業者が含まれている。

現在、インターネットと伝統産業との融和に伴い、市場には新しい経営業態、経営モデルが絶えず現れ、それらは互いに重複し合っている。行政機関は、客観的な分類基準の下で、実際の案件における商品の具体的な状況と結びつけて、「類似商品および役務区分表」（以下、「区分表」という。）の商品分類に関する原則と基準、および商品の物理的属性、商業的特徴、性質などの要素を総合的に考慮して類否判断する。

#### 【事例 2：「鮑师傅」商標の行政摘発事件】（「基準の適用」案例 5）

##### a. 事実概要

2017 年 3 月 20 日、北京鮑才勝飲食管理有限公司は、第 30 類の菓子、ケーキなどの商品に関する第 12484211 号「鮑师傅」商標を譲り受けた。その商標の商標専用権の期限満了日は、2024 年 9 月 27 日である。

北京市東城区市場监督管理局は、商標権者の通報に基づき、北京西菡弘貢雨小食店、北京佳文佳樂商貿有限公司（以下、「両当事者」という。）に対して、「鮑师傅」商標の専用権を侵害する違法行為として立件調査した。

調査によると、両当事者は、商標権侵害行為を行っており、2018 年 6 月 15 日、北京市東城区市場监督管理局によりそれぞれ罰金 2 万元（約 40 万円）の行政処罰が下された。

さらに、両当事者は、2018 年 7 月 14 日から 2020 年 4 月 22 日まで事業を継続し、権利侵害行為を停止せず、美团というアプリの外食プラットフォームでの売り上げは、それぞれ 168.2 万元（約 3364 万円）と 286 万元（約 5720 万円）に達し、高額であった。

両当事者の違法行為は、刑法の登録商標模倣罪に該当する疑いが存在するため、北京市東城区市場监督管理局は、法に基づいて本件を北京市公安局東城支局に移送した。

#### b. 争点

両当事者が生産および販売する商品が、登録商標の指定商品と同一の商品に該当するか。

#### c. 当局の判断

本件では、当事者が製造および販売する商品の名称は「タラの魚貝柱」（貝柱状のパンケーキに粉末状のタラの魚肉をまぶしたもの）、「クリーミー・レーズン・クリスプ」、「胚芽卵ロール」、「バラの花ケーキ」などを含む。商標権者の登録商標の指定商品は、「菓子、ペストリー、ケーキ、パン、ビスケット、プリン、ツイスト、月餅、ペストリーケーキ、フルーツブレッド、パイ（菓子類）」などである。これらの商品名は、区分表に明記されていないが、これらの商品は、菓子類の商品と主原料、用途、消費者ターゲット、販売ルートなどの面において同一であり、通常、需要者は同種類のものと考えており、同一商品と判断することができる。

次に、基準第 10 条は、類似商品または役務について規定している。

類似商品とは、機能、用途、主要原料、生産部門、消費者ターゲット、販売ルートなどの面において、一定の共通性を持つ商品を指す。例えば、ズボンと衣服である。

類似役務とは、役務の目的、内容、方式、提供者、ターゲット、場所などの面において、一定の共通性を持つ役務を指す。例えば、医療看護と医療マッサージである。

商品または役務は絶えず新たなものが生まれ、発展している。そして、市場も日々変化しているため、各商標事件の状況に鑑みて判断する必要性があり、類似商品または役務の判断も複雑になり、行政機関は、上述の規定を原則としながら、案件の実情によって判断しなければならない。

また、商標専用権侵害に該当するかを判断する際に、登録商標の指定商品または役務と被疑商品または役務を比較しなければならない（基準第 11 条）。その判断においては、需要者の通常の認知レベルを基準として判断しなければならないが、区分表を判断の参考とすることが出来る。

例えば、以下のようなケースが考えられる。

酢を含む飲料は、酢成分を添加した飲料であり、健康増進用飲料として機能、用途、消費者ターゲット、販売ルートなどの面において、アルコールを含まない飲料の類似商品であると判断するのが一般的である。

手袋の場合、現行区分表では、第 9 類の事故防止手袋、第 10 類の医療用手袋、第 11 類の電気グローブ、第 17 類の絶縁手袋、第 21 類の家事用手袋、第 25 類の手袋（被服）および第 28 類の運動用手袋が存在し、需要者の通常の認知レベルに基づいて、商品の機能、用途、主原料、生産部門、消費者ターゲット、販売ルートなどの要素を総合的にして認定すべきである。

### 【事例 3：「勁酒」商標の行政摘発事件】（「基準の適用」事例 7）

#### a. 事実概要

勁牌有限会社は、アルコール飲料（ビールを除く）などの商品に勁酒の商標を登録している。甲は、薬酒という商品に「勁 STRONGBODY および図形」商標を使用した。勁牌有限会社は、甲が商標専用権を侵害していると主張した。

#### b. 争点

薬酒とアルコール飲料とが類似商品に該当するか否か。

#### c. 当局の判断

治療性を有する医薬品の薬酒とアルコール飲料は類似商品ではないが、養命酒とアルコール飲料は類似商品である。その理由は、以下のとおりである。



- ①薬酒の意味について、辞書によれば、薬酒とは、調合酒の一種で、1種類または複数種類の薬物を酒（白酒を主とする）に一定時間浸漬したものを指し、養命酒と病気を治す薬用性のある酒に分類できる。
- ②薬酒に関する規定について、法律上の明文規定はない。現在、中国の市場に出回っている薬酒は、「薬准字」薬酒と「食准字」薬酒の2種類である。「薬准字」薬酒は、薬理学的実験および安全性試験を経た医薬品に属し、医薬品監督管理部門の審査を経る必要があるが、「食准字」薬酒は、薬草入りアルコール飲料で養命酒に属し、薬品監督管理部門の審査を経る必要がない。
- ③区分表では、薬酒を第5類の0501類似群に属するが、アルコール飲料は第33類の3301類似群に属する。
- ④当事者の会社登録情報を見ると、事業範囲は飲料、アルコール類製品の研究および開発などである。当事者が生産した養命酒はマッコリをベースとし、複数種類の漢方薬材を加えて浸漬したものであるが、その製品のラベルによると、当該製品は食品衛生許可証しかなく、治療性を有する医薬品ではない。かつ、当該製品の販売ルートはスーパー、飲酒店、商店などであり、薬局や医療施設ではなく、通常のアアルコール飲料の消費市場と同一で、ターゲットとする消費者も同一である。

従って、当事者が生産する薬酒は養命酒であり、第33条のアアルコール飲料（ビールを除く）商品と類似する。

本稿の後編では、「同一または類似商標の判断基準に関する運用」、「需要者の混同の判断基準に関する運用」、「販売者の法的責任の免除に関する基準の運用」、「商標権侵害の抗弁に関する基準の運用」について解説する。

## 【ソース】

「中華人民共和国商標法」

[https://www.cnipa.gov.cn/art/2019/7/30/art\\_95\\_28179.html](https://www.cnipa.gov.cn/art/2019/7/30/art_95_28179.html)

※ 中国のサイトへ日本からアクセスする場合には、通信状況により接続に時間がかかるか、または接続できない場合があるので注意されたい。

「商標権侵害判断基準」

[https://www.cnipa.gov.cn/art/2020/6/17/art\\_2091\\_169598.html](https://www.cnipa.gov.cn/art/2020/6/17/art_2091_169598.html)

「『商標権侵害判断基準』に関する理解と適用」

[https://www.cnipa.gov.cn/art/2022/8/12/art\\_66\\_177297.html](https://www.cnipa.gov.cn/art/2022/8/12/art_66_177297.html)

(編集協力：日本国際知的財産保護協会)